

# 稼ぐ県産品支援事業補助金（沖縄フェア開催支援） 実施要領

令和4年5月30日付け商マ第55号 制定

（通則）

**第1条** 稼ぐ県産品支援事業補助金のうち、「沖縄フェア開催支援」にかかる補助金については、稼ぐ県産品支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）、その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（定義）

**第2条** この要領における語句の意義は、特別に定めのある場合を除き、交付要綱で定めるところによる。

（補助対象となる活動内容）

**第3条** 交付要綱別表第1の要件の欄に規定する、県外での販路拡大に必要な活動として、知事が別に定める基準とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 全国または特定地域において展開されている量販店等において補助事業期間に開催されるもので、県産品を10品目以上取り扱うこと。
- (2) 県産品の販売額が200万円以上見込まれること。
- (3) 沖縄の風土、歴史、文化、ヒトとの交流をはじめ、県産品の商品特性等、その背景にある物語を伝える情報発信を行い、消費者への付加価値訴求や認知、浸透を促進するものであること。
- (4) 沖縄フェアで販売する商品のうち、県産品以外の沖縄関連商品（県外生産者及び県外流通事業者が製造、販売等を行う沖縄に関連する商品）が一部含まれる場合も対象とする。

（対象経費及び証憑書類）

**第4条** 交付要綱別表第2に定める補助対象経費、補助対象経費を確認するための証憑書類及び補助に関する個別の留意事項等については、別表第1のとおりとする。この他、共通して留意すべき事項は、別表第2のとおりとする。

（補助対象外経費）

**第5条** 補助事業の対象となる目的以外を兼ねて支出したと認められる経費については、補助対象外とする。

- 2 交付決定前に支払いを行った経費、相殺等支払いが確認できない経費については、補助対象外とする。

（交付の申請）

**第6条** 交付要綱第6条第1項に規定する知事が定める添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者の履歴事項証明書
- (2) 県税納税証明書（法人事業税又は個人事業税）
- (3) 国税納税証明書（法人税又は申告所得税）
- (4) 会社概要（別紙1）
- (5) 事業計画書（別紙2）

- (6) 日程表（別紙3）
- (7) 収支計算書（申請）（別紙4）
- (8) 誓約書（別紙5）
- (9) その他申請内容を補完するために必要な書類

2 知事は、特に必要がないと認める場合には、前項の書類の一部を省略させることができる。

（実績報告）

**第7条** 交付要綱第12条第1項に規定する知事が定める添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業成果報告書（別紙6）
- (2) 収支精算書（実績報告）（別紙7）
- (3) その他申請内容を補完するために必要な書類

（雑則）

**第8条** この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。

**附 則**

（施行期日）

1 この要領は、令和4年5月30日から施行し、令和4年度予算から適用する。

別表第 1 (第 4 条関係)

補助対象経費	証憑書類及び留意事項
<p>ア 旅費とは、以下の経費(これに相当する経費を含む)とする。</p> <p>1 航空運賃(普通席)</p> <p>(1)旅客施設使用料</p> <p>(2)発券手数料(代理店をとおして発券する場合を除く)</p> <p>(3)株主優待券の購入に要する経費(ただし、株主優待券購入により、航空運賃が低廉になる場合に限る)</p> <p>(4) LCC を利用した場合における座席指定料金等(フルサービスキャリアにおいて航空運賃(普通席)に含まれるものに限る)</p> <p>2 特別急行列車及び新幹線に係る運賃</p> <p>(1)旅客運賃</p> <p>(2)急行料金</p> <p>(3)座席指定料金</p> <p>(4)発券手数料(代理店をとおして発券する場合を除く)</p> <p>3 船賃</p> <p>(1)旅客運賃(はしけ賃及び栈橋賃を含む)</p> <p>(2)寝台料金</p> <p>(3)座席指定料金</p> <p>4 宿泊料</p> <p>5 ホテルパック料金</p>	<p>1 補助金額の上限</p> <p>1 事業年度につき 200 万円(ただし、補助事業者の旅費については、1 開催あたり 2 名までとする。)</p> <p>(1) 航空運賃</p> <p>航空運賃は往復割引運賃またはANAフレックスのタイプ A~Dのうち、適用されたタイプの運賃(往復割引運賃等の設定のない期間、その他合理的な理由がある場合は、普通運賃)の3分の2に相当する額を上限とする。</p> <p>(2) 特別急行列車及び新幹線の利用区間に係る運賃</p> <p>旅客運賃、急行料金及び座席指定料金の3分の2を上限とする。特別車両料金(グリーン車)は認めない。</p> <p>(3) 船賃</p> <p>船賃の運賃の等級は、以下のとおりとし、当該運賃の3分の2に相当する額を上限とする。</p> <p>ア 運賃の等級を3階級に区分する場合には、中級の運賃</p> <p>イ 運賃の等級2階級に区分する場合には、下級の運賃</p> <p>ウ 運賃の等級を設けない場合には、その乗船に関する運賃</p> <p>(4) 宿泊料</p> <p>1 泊につき 4,600 円、ただし、東京都特別区、大阪市、名古屋市等、沖縄県職員の旅費に関する条例(昭和 47 年条例第 49 号)第 20 条第 1 第 1 号に定める甲地方に該当する場合にあつては 5,250 円を上限とする。</p> <p>(5) ホテルパック</p> <p>ホテルパックは前述の航空運賃及び宿泊費の上限額の合算額を超えてはならない。</p> <p>2 証憑書類</p> <p>(1) 見積書</p> <p>航空運賃においては、運賃種別が確認できるものであること。</p> <p>(2) 請求書</p> <p>ア 航空運賃においては、請求書払いの場合は飛行機の日時及び便名が確認できるものであること。</p> <p>イ 特別急行列車及び新幹線において、請求書等がない場合は料金表等に代えることができる。</p> <p>ウ 船賃において、請求書がない場合は利用区間の運賃を確認できる料金表等に代えることができる。</p> <p>エ ホテルパック料金においては、搭乗者、日時、利用する航空便及び宿泊日数等が確認できる旅程表を添付すること。</p> <p>(3) 支払いが確認できる銀行振込受領書等又は領収書</p> <p>宿泊料においては、宿泊者、宿泊日及び宿泊日ごとの金額の内訳等が確認できるものであること。</p>

- (4) 航空運賃及びホテルパック料金においては、搭乗券又は搭乗券及び座席クラスが確認できるものであること。
- (5) 航空便の変更等により、搭乗証明書に記載された内容と、請求書又は領収書に記載された内容が一致しない場合には、変更等の理由及び変更に伴う航空賃の変動等が確認できる書類を添付すること。

### 3 留意事項

- (1) 補助対象となるのは、情報発信を行う芸能団体等（その他情報発信を行うために必要と認められる人員を含む。）、ステージ等で県産品の魅力を説明できる者、補助事業者とし、情報発信の内容等を確認のうえ、必要最小限の人数とする。
- (2) クラスJ、プレミアムクラスを利用した場合で、普通席との差額が算出できない場合にあっては、補助対象経費として認められない。（自己負担等でアップグレードした場合には、料金差額が確認できる資料を添付すること）。
- (3) 特別急行列車及び新幹線の利用区間が片道 100km 未満の場合は、補助対象経費として認められない。
- (4) 特別車両料金（グリーン車等）が付加される座席を利用した場合で、普通席との差額が算出できない場合にあっては、補助対象経費として認められない。
- (5) 私的な理由等により、沖縄フェア等の実施日より必要以上前に用務地に移動している場合には、往路分の航空運賃及び当該期間の宿泊費は補助対象経費として認められない。また、事業実施上必要であっても、実施日から4日以上前に移動した場合も同様とする。
- (6) 当事業のために、沖縄フェア等の実施日を越えて滞在する場合は、2泊（実施最終日を含む）を上限とするものとする。2泊を超える場合には、復路の航空運賃は補助対象経費として認められない。
- (7) 出発地又は到着地は、原則として勤務地とする。
- (8) 朝食、昼食、夕食、その他商品券、クーポン等のオプション料金が含まれている場合は、当該オプション料金相当額を減額するものとする。ただし、スタンダード料金に無料特典が付加されている場合で、かつ、経済的、合理的な理由が認められる場合は減額しない。
- (9) ホテルパック料金の一部のみが補助対象となる場合は、以下の算出式により、航空運賃及び宿泊料を算出し、補助対象経費の相当額を算出するものとする。

〈算定式〉

航空運賃（往復）※片道を算出する場合は往復の2分の1  
＝ホテルパック料金（消費税抜）－(8,900円※×宿泊日数)

※東京都特別区、大阪市、名古屋市等、旅費条例第20条第1項第1号に定める甲地方に該当する場合にあっては、9,900

	<p>円とする。</p> <p>(10) 上記(9)に規定の算定式により算出した航空運賃(往復)の額がマイナスになる場合は、航空運賃の額を0円とみなし、当該ホテルパック料金は、宿泊料のみとして扱うものとする。</p> <p>(11) その他この運用に定めのない事項については、沖縄県職員の旅費に関する条例(昭和47年条例第49号)の適用を受ける。</p>
<p>イ 会場設営及び運営費とは、以下の経費(これに相当する経費を含む)とする。</p> <p>1 ステージ装飾・設営・運営費、ステージ什器・機器等リース費</p> <p>2 ポスター・パネル等制作費</p> <p>3 POP、レシピ等制作費</p> <p>4 会場装飾費</p> <p>5 その他ステージ等の安全面から必要と認められる経費</p>	<p>1 証憑書類</p> <p>(1) 見積書</p> <p>(2) 納品書</p> <p>(3) 請求書</p> <p>(4) 支払いが確認できる銀行振込受領書等又は領収書</p> <p>2 留意事項</p> <p>(1) 次のような開催方法において補助対象となる会場設営及び運営費は、面積による按分、費用負担割合による按分、取扱事業者数の割合による按分等の経済的かつ合理的な方法により、補助対象経費を算出するものとする。</p> <p>ア 補助対象事業者を含む複数の県内生産者、県内流通事業者による共同出展の場合</p> <p>イ 支援機関等が一括して借上げた小間に出展し、応分の費用を負担する場合</p> <p>ウ 県産品または沖縄関連商品以外の商品を販売する場合</p> <p>(2) ステージ装飾・設営・運営費は、補助金の申請を行う沖縄フェア等において実施する情報発信イベントに必要と認められる経費に限る。ステージ什器・器機等リースはステージイベント等に関し、販売商品用の什器は対象外とする。</p> <p>(3) ポスター・パネル等制作費は、当該補助事業の実施に必要なもの(汎用性が無く、当該補助事業以外での使用が想定されないもの)に限るものとし、制作物は、画像データ、発注数量、実際に使用が確認できる資料を併せて提出すること。</p> <p>(4) POP、レシピ等の制作にあつては、商品の特性、その背景にある沖縄の風土、文化、生産者、ライフスタイルなどのストーリーなど、広く消費者に県産品の認知、浸透を図ること。</p> <p>(5) 制作するポスター、POP、レシピ等の数量については、沖縄フェア等の規模、来場者数等を勘案し、必要と認められる範囲とする。</p> <p>(6) 会場装飾とは、造花や布等、沖縄らしい雰囲気を演出するための器機設備のリース等とし、販売商品用の什器は対象外とする。</p>

<p>ウ 商品説明員の雇用に関する経費とは、以下の経費（これに相当する経費を含む）とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人件費</li> <li>2 交通費</li> <li>3 紹介手数料</li> <li>4 商品説明員の人材派遣会社等の規定に基づき請求されるその他諸手当等</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助金額の上限 1日につき1人あたり10,000円</li> <li>2 証憑書類 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 見積書</li> <li>(2) 製品説明員からの報告書（レポート）等</li> <li>(3) 請求書</li> <li>(4) 領収書または支払いが確認できる銀行振込証等</li> </ol> </li> <li>3 留意事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 上記証憑書類については、法人格を有する会社等から発行されたものとし、個人等から発行される簡易なものは、証憑書類としては認められない。</li> <li>(2) 人件費について、時間外勤務に伴う経費は認めない。</li> <li>(3) 県産品または沖縄関連商品以外の商品説明を行う場合は補助対象外とする。</li> <li>(4) 源泉徴収が必要な場合は、所管の税務署へ納付する等、適正な経理処理を行うこと。</li> </ol> </li> </ol>
<p>エ 謝金</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 証憑書類 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 芸能団体等において規程等が定められている場合においては規程等、それ以外の場合は料金表又は見積書</li> <li>(2) 請求書</li> <li>(3) 支払いが確認できる銀行振込受領書等又は領収書</li> </ol> </li> <li>2 留意事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 県内生産者が出演者等を兼ねる場合は、補助対象経費から除くこと。</li> <li>(2) 源泉徴収が必要な場合は、所管の税務署へ納付する等の適正な経理処理を行うこと。</li> </ol> </li> </ol>
<p>オ 販売促進費とは、以下の経費（これに相当する経費を含む）とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 店頭広告及びチラシ広告作成及び印刷費</li> <li>2 バナーに掲載する広告費</li> <li>3 会員制交流サイトや動画共有サイトへの広告掲載費</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助金額の上限 販売促進費については、1開催あたり45万円とする。</li> <li>2 証憑書類 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 見積書</li> <li>(2) 納品書</li> <li>(3) 印刷物1部</li> <li>(4) 請求書</li> <li>(5) 支払いが確認できる銀行振込証または領収書</li> <li>(6) 店頭広告及びチラシ広告においては受払簿</li> <li>(7) バナー広告及びWEB広告に関しては、掲載期間、掲載内容、アクセス数、クリック数等の実績が確認できる資料</li> </ol> </li> <li>3 留意事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 次のような開催方法において補助対象となる販売促進費は、広告面積による按分、費用負担割合による按分、取扱事業者数の割合による按分等の経済的かつ合理的な方法により、補</li> </ol> </li> </ol>

	<p>助対象経費を算出するものとする。</p> <p>ア 補助対象事業者を含む複数の県内生産者、県内流通事業者による共同開催の場合</p> <p>イ 支援機関等が一括して借上げた小間に出展し、応分の費用を負担する場合</p> <p>ウ 県産品または沖縄関連商品以外の商品を販売する場合</p> <p>(2) 印刷物は事業実施に必要な最小限の数量とすること。補助期間内に使用（配布）した部数のみを補助対象経費として計上すること。</p> <p>(3) 作成した印刷物は当該補助事業以外には使用しないこと。</p> <p>(4) 自社利益の排除の観点から、自社サイトへの広告掲載または自社PRのための広告掲載に係る経費は、補助対象経費として認められない。</p> <p>(5) 映像コンテンツの作成、代理店手数料、記念品等の作成費に係る経費は、補助対象経費として認められない。</p> <p>(6) その他、補助事業に関係がないと思われる販売促進費は、補助対象経費として認められない。</p>
<p>カ その他知事が必要と認める経費</p>	<p>留意事項</p> <p>上記ア～オに定める経費のほか、当該補助事業を実施するために必要と認められる経費が生じた場合には、別途知事と協議するものとする。</p>

別表第2（第4条関係）

項目	留意事項
1 証憑書類について	<ol style="list-style-type: none"><li>1 見積書、納品書及び領収書などの証憑書類は、日付、支払元名、支払先名、支払金額及びその具体的な内訳が明確に分かるものであること。</li><li>2 請求書においては、上記に掲げる記載すべき項目の他に、支払先の口座名及び口座番号が明確に記載されていること。</li><li>3 支払いが確認できる銀行振込証においては、上記に掲げる記載すべき項目の他に、支払元及び支払先の口座名並びに口座番号を明確にすること。</li></ol>
2 クレジットカード（以下「カード」という。）による支払について	<ol style="list-style-type: none"><li>1 支払は、分割払いやリボルビング払い等ではなく、1回（一括）払いであること。</li><li>2 支払日は、カード会社からの引落日とする。そのため、補助対象期間内に支払った場合でも、引落日が補助対象期間外である場合は補助対象経費としては認められない。</li><li>3 カードの名義が申請者である法人や個人の名義と異なり、申請者が支出したと認められないものは、補助対象外とする。</li><li>4 カードで支払う場合、請求金額及び請求明細の分かる資料は、カード会社が発行するものであること。</li><li>5 法人カードの場合は、補助事業者である法人名義の口座から引き落としされる法人カードにて支払を行うこと。</li><li>6 個人事業主の場合は、個人事業主（代表者）本人の名義のクレジットカードにて支払を行うこと。</li><li>7 デビットカードの使用による支払は、支払先が特定できないため認めない。</li></ol>